

# 不法な「外国規格の無線機」禁止

技適マークを  
確認してください。



外国規格の無線機を日本国内で使用するためには、日本の技術基準に適合しているかを証明する必要があります。証明を受けた無線機には技術基準適合証明マーク（技適マーク）が付されています。



最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。また、外国規格の無線機を国内に持ち込むケースも多くなっています。

その中には、日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える恐れがありますので、購入・使用は、十分注意して下さい。

なお、不法無線局を開設・運用した場合は電波法違反となり、懲役1年以下又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

## 日本で使用が禁止されている主な外国規格の無線機

FRS及びGMRS



国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。防災行政無線や放送事業用無線等の重要無線に妨害を与えるおそれがある。

コードレス電話



日本製に比べ、安価、通話距離が長い、デザインが優れていると宣伝されている。2.4GHz帯の無線LAN等に妨害を与えるおそれがある。

ワイヤレスカメラ・ベビーモニター




携帯電話や無線LANに妨害を与えるおそれがある。

不法無線機は❌買わない❌売らない❌利用しない

# STOP THE 不法無線局

### FRS/GMRSの例

これらは外国製無線機 (FRS/GMRS) の一例です。色違いもあります。

目安は  (技術適合マーク) の有無。国内で使用できる無線機にはこのマークが付いています。ただし、特定小電力のトランシーバ以外では無線局の免許が必要です。



# 犯罪です。

一年以下の懲役、百万円以下の罰金に処せられます。

これらは日本国内では使用できません。国内での所持・使用は不法無線局となり

